

## 感染者の療養期間の考え方と濃厚接触者の取扱いについて

(令和5年5月8日以降の取扱い)

### 1. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルス感染症に罹患した従業員の就業制限を考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

#### (1) . 外出を控えることが推奨される期間

○特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（注1）として、**5日間は外出を控えること**（注2）

（注1：無症状の場合は検体採取日を0日目とします。）

（注2：こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。）

かつ

○5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**

**が推奨されます。**症状が重い場合は、医師に相談してください。

発症日を0日目として5日間経過、かつ症状軽快後24時間経過（6日目満了）

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症					症状軽快	推奨期間満了

24時間

#### (2) . 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットに配慮をお願いします。

### 2. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降、保健所から新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

### 3. ご家族や同居されている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、「陽性者との最終接触日」または「感染対策を実施した日」のいずれか遅い日を0日とし、特に5日間をご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします。

症状が見られた場合は、1 - (1) をご確認ください。